

## 長浜市放置自転車等移動・保管公告

長浜市自転車等放置の防止に関する条例（平成 18 年長浜市条例第 82 号）第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり自転車を移動し保管しましたので、同条例第 12 条第 1 項の規定により公告します。

令和 7 年 6 月 18 日

長浜市長 浅見 宣義

- |               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| 1 移動理由        | 市道上に放置されていたため                         |
| 2 移動区域        | 放置禁止区域外（長浜市西上坂町地先）                    |
| 3 移動日         | 令和 7 年 5 月 28 日                       |
| 4 保管期間        | 公告の日から 3 か月                           |
| 5 保管場所        | 今川雪寒基地（長浜市今川町 176 番地 1）               |
| 6 返還日時        | 業務日の午前 9 時から午後 4 時 45 分までの時間          |
| 7 返還手続        | 長浜市自転車等放置の防止に関する条例施行規則第 6 条及び第 7 条による |
| 8 引取りのない場合の措置 | 長浜市自転車等放置の防止に関する条例第 12 条第 4 項による      |
| 9 連絡先         | 長浜市都市建設部道路河川課<br>電話番号 0749-65-6532    |

